

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和7年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、阿南市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する各申請書の受付、情報等の処理・管理並びに各申請書及び情報等の徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)への送付を行っている。</p> <p>阿南市は、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格】</p> <p>①住基情報、住登外情報、適用除外要件及び障がい情報等の確認により、被保険者資格に関する申請 その他の申請を受け付け、広域連合へ送付(資格の取得・喪失・変更)</p> <p>②広域連合より、被保険者情報、住所地特例者情報を受領し登録</p> <p>③広域連合より資格確認書発行用情報を受領し、資格確認書を交付</p> <p>【賦課】</p> <p>①保険料の賦課に必要な所得情報及び受付をした減免申請書の広域連合への送付</p> <p>②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定</p> <p>【保険料徴収】</p> <p>①広域連合より保険料情報を受領し、期割計算、納付通知</p> <p>②広域連合へ期割計算結果を送付</p> <p>③口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収</p> <p>④広域連合へ徴収結果を送付</p> <p>⑤保険料の収納管理による督促・催告等の通知書の送付及び納付相談の実施</p> <p>⑥保険料の過誤納金の還付・充当処理</p> <p>⑦保険料の口座振替情報の管理</p> <p>【給付】</p> <p>①保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに入力後、申請書を広域連合へ送付</p> <p>②資格確認書への限度区分等任意記載事項併記、特定疾病療養受療証等の申請受付及び交付</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者システム(標準準拠システム) 2. 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・高齢者の医療の確保に関する法律による資格・収納に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表85の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部保険年金課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-8064
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住民票コード検索による照会を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーの取得を行っていない。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって最小限に限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 宮田 俊子	課長 吉積 和己	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 吉積 和己	課長 荒井 啓之	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 荒井 啓之	課長 吉岡 泰香	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 吉岡 泰香	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成27年6月1時点	平成31年4月1時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年7月1時点	平成31年4月1時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和3年4月1日	監査実施の有無	外部監査	自己点検	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1時点	令和4年4月1時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1時点	令和4年4月1時点	事後	
令和3年4月1日	監査実施の有無	[]内部監査	[O]内部監査	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1時点	令和5年4月1時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1時点	令和5年4月1時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1時点	令和6年4月1時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1時点	令和6年4月1時点	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(長文のため一部割愛) 番号法別表第2に基づいて、阿南市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	(長文のため一部割愛) 番号法に基づいて、阿南市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	・番号法第9条第1項 別表85の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の80及び83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の82の項	番号法第19条第8号	事後	
令和6年6月3日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和7年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者システム 2. 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1. 後期高齢者システム(標準準拠システム) 2. 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事前	
令和7年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(長文のため、一部割愛) 【資格】 ①住民基本台帳情報、適用除外要件及び障がい情報等の確認により、被保険者資格に関する申請 その他の申請を受け付け、広域連合へ送付(資格の取得・喪失・変更) ②被保険者証の交付 【賦課】 ①保険料の賦課に必要な所得情報及び受付をした減免申請書の広域連合への送付 ②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定 【保険料徴収】 ①保険料の収納管理による督促・催告等の通知書の送付及び納付相談の実施 ②保険料の過誤納金の還付・充当処理 ③保険料の口座振替情報の管理 【給付】 ①保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに入力後、申請書を広域連合へ送付 ②限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等の申請受付及び交付	内容を一部修正、追加、削除	事後	
令和7年8月18日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月18日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月18日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である] 住基ネット照会を行う際には、4情報又は住民票コード検索による照会を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーの取得を行っていない。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月18日	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 [十分である] アクセス可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって最小限に限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月18日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	